

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第四十四号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午後一時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員 長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三三君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 廣徳君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
小林 孝平君
清澤 俊英君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

國務大臣 周東 英雄君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
農林大臣官 大澤 融君
房審議官

事務局側

常任委員 安永城敏男君
会専門員

第八部

農林水産委員会會議録第四十四号 昭和三十六年五月十七日【参議院】

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(日ソ漁業交渉に関する件)
○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)
○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから、農林水産委員会を開会いたします。

○東隆君 私はこの機会に日ソ漁業交渉に関連をして、農林大臣にお聞きをいたしたいと思つてあります。

日ソ漁業交渉は、まさに百日会談の相貌を呈しておるのであります。近日ピリオドを打つようにも聞いておるのであります。日本側はまさにネコがネズミをもてあそぶような、そういうような形でいじめつけられておる。私どもは見ざるを得ないのであります。そういうような状態のもとにおいて、非常に政府では苦勞をされておるのではないかと思いますが、私は、本年は奇数年次に相当をいたしておる。従つて豊漁の年に該当をしておる。こゝろふに聞いておられます。特別小委員会等における話の話し、合、そういうようなもの、こゝろは豊漁の年に相当しておるのだからというわけで、決して昨年の数よりも総漁獲量において減るような、そういうようなことはない、こゝろいうようなことが、前もってそういうようなことが報告をされておるにかかわらず、現在

においては昨年度よりもかえつて減るのではない、こんなような風評さえも出ておる始末であります。私はこゝろいうような点を考え、またソ連側においては、昨年度よりも一万吨増量をする、こゝろいうようなことも言われている。そんなようなことを考えあわせてみますと、実にソ連側の言い分は、私にはわからないと思つておる。それではないかと思つておる。しかも、それに引つかけて、期日が非常におくられた關係から四十五度以南の方面のものが出漁いたしましたのを、非常にたてに困難に陥れておる、こゝろいうふうにも考えられます。そういうふうなことは、これは私は今までの本年まで続けた第六回までの會議において、私は日本の方のやり口において非常に下手なやり方をしておる、こんなような点が見受けられてならぬのであります。たとへば、規制区域の問題にいたしましては、私は規制区域をふやすことと漁獲量を増加させる、こんなようなことを一時的にやつておる。こんなような歴史を繰返しておる。こゝろに見えて、はなはだ残念に思つておられます。今回の交渉においても、また規制区域の拡大、こんなようなこともほは見えて、それとあわせて漁獲量の問題を愛結をさせようと、こんなふうにも見えておりますので、これははなはだ今後漁業をやつていく方面においても、私は非常に大きな問題で、悔いを残すようなことになる、こゝろ考えますの

で、これらの点についても私は強力に主張して、そういうばかけた取引をするような形でもつて妥結をしてはならぬ、こゝろいうふうな考えをしておる。であります。私はさらに今までの交渉その他においては、私どものこの委員会においても秘密会合を開いて、懇談会の形でもつて話をしてきた。こんなような形でもつて北洋漁業に関する限りは、国民は完全につんばさじきに乘せられたような点もあらうと思つておる。従つて、私は今後もし問題においてははなはだしく不利な状態に進むよう、そういう問題があるとするならば、私は断固としてこんなものは排撃すると同時に、今までのやり方を変えて非常に国民をバックにした形でもつてこの交渉を進めていかなければならぬと、こんなようなことも考えるわけであり。そういうような点で、私は今回ピリオドを打とうとするその段階においては、私は主張すべきものを強力に主張していただいて、そうして悔いを残さないような形に進めていただきたい、こゝろいうことを希望いたしますので、この段階において農林大臣のお考え、その他をこの際明らかにしていただきたい、こゝろいうふうに考えるわけであり。

○國務大臣(周東英雄君) お答えをいたします。東委員の御心配の点、まことに感謝をいたす次第であります。私も従来からの日ソ漁業の交渉というものは、とかくどうも筋を通さないで、力によつて年々不利な形に迫り込まれていくような格好は、何とかしてこれをねのけて筋を通していく交渉にしたい、こゝろいうことで今年は交渉に臨むに先立って、関係委員等とも打ち合わせたわけであり。ことに、ソ連が従来から主張しておりましたことは、資源論、サケ、マスの資源の状態を見て、その資源を減らさないようにお互いに気をつけて取らう、その資源の上に立脚して漁獲数量等をきめていきたいというふうな考え方を述べておりましたので、これは私も賛成だ。しかもそれに関しては、今までの調査というより、不完全であります。今後においては調査方法、あるいは調査時期等、いろいろな具体的な調査に関して共同に一ツ立案して、そうしてその方向に進もう、こゝろいうことまでも言つておつたわけであり。す。しかも、今年は漁業交渉は、いつかもお話し申し上げましたように、一月二十三日から始まる予定でありましたが、モイセーエフ団長が病気で一月近く日本へ来るのがおくれまして、その間にじんぜん日を空費しないように科学技術委員会を召集して、その委員会においてサケ、マスの資源を論議をしたわけであり。その委員会の同意いたしました結論というのは、御指摘のように、本年は豊漁年である、もちろん一昨年の豊漁年に比べるとやや悪いけれども、昨年の不漁に比べるとよろしい、こゝろいうことが一致したわけであり。しかも、これを本會議

において確認をいたしております。従つて、そういう状態から見ますと、去年よりも漁獲数量等において減るといふのはおかしい。これも一つの筋であるといふことで考へておたわけであります。

しかも、御承知のように漁業交渉については常に問題となるのは、皆さん御指摘のように、いわゆる規制区域、それは日本の母船式鮮魚漁業の入るところでありまして、その他の区域はソ連カムチャツカ沿岸及びその領海においてとるサケ、川に上るサケ、これを取るのソ連の漁業計画によつて自由にきめられる。また、母船漁業の行なわれる以外の区域、すなわち、四十五度以南の太平洋及び日本海等におけるサケ、マス漁業は、これは日本の政府が自治的に繁殖方法を考へて、規制しながら自由に漁獲を認められる区域であります。従つて、漁業交渉が問題になるのは、常に母船式漁業であります。四十五度以北、東経百四十五度以西、それと陸等によつて囲まれた地域といふことであります。オホーツク海はもろん禁漁区でありますから別であります。その範囲に限られておるわけでありまして。

ところが、これはどうした関係でありますか、初めから四十五度以南の日本政府が自由にきめることができる区域も規制区域の中に入れて、漁業交渉の中で数量等をきめる、こういう問題にしたいという希望が出て参りました。これは筋が違ふといふことで、いろいろと談合いたしておりました間に、四十五度以南の流し網、はえなわが出る時期が切迫し、おくれましたので、御承知のようにこれの出漁を許可

したのであります。これを世間に行々強行出漁と申しますが、強行でも何でもありません。日本の政府の自主権の範囲内でありまして、これを出した。これがなかなか、自後における交渉に多少感情的になつてゐるのじやないかと思ひますが、これは私は筋が違ふのじやないかと思ひます。それを出しました。

それから、その間に、カニの漁業につきましても非常にぐずつておりましたけれども、これも昨年通り、カニの繁殖上減つておらぬといふ委員会の決定に基づいて、ことしおくれましたが、これは昨年通り日本の船を出しました。ただ漁獲が多少変わりました。従来ソ連の漁場であつたのが日本に、日本の漁場であつたものがソ連の漁場になつた、こういうふうに変換したのですが、なかなかおもしろいことに、かえつて日本の漁場が今度やっぱり漁獲はいいやうであります。こういうふうな状況で、四十五度以南の流し網、はえなわによるサケ、マス漁業もまきまき、出漁し、カニ漁業も出ておるわけでありまして。

残された問題が、今の母船の区域であります。四十五度以北の海面であります。これにつきましては、昨年は御承知の通り六万七千五百トン日本が取つております。ところが、ことしはそれを五万トンしか許さんといふので、どうも私も納得がいかに。おまけにこの海面におきましては、いわゆる制限区域といふか、禁止区域ではあります。制限区域を新たに追加して参りました。これも私も困る。こういうことで折衝いたし、幸いにして、この新しく設けられる制限区

域が三つありましたが、二つはこちらの主張をいれて取つてしまひました。あと一つ南が残つております。これが今の段階であります。ところがどうも漁業の方は、いろいろやつておりましたが、向こうが五万トンを一歩も出ません。私どもの方もそれでもまだ日が何します。涙をのんで申します。か、筋は少し通らぬけれども、いろいろな事情で急ぐこともありますので、昨年よりも五千トン増の七万二千五百トンといふものを出して要求を出しましたところ、向うでは五万トンを五千トン上げて五万五千トンにし、最近さらに二千五百トンを増加して五万七千五百トン、たゞいま五万七千五百トンと七万二千五百トンが対立している格好であります。

私どもはこの関係は、もう日本がもつと減らせとこういうことであります。私どもはあくまでも今日までは、ことしの繁殖状況なり資源状況が悪くないのだから、それに先ほど御指摘のようにソ連の方は漁業計画において、自分の方は七万トンを一万トンふやして八万トンにしておりますから、日本が五千トン去年よりふやすといふことは最小限度の行き方であつて、これを譲ることはできぬと、こういうことでたゞいま話を進めておりますが、しかし一面に、昨年は十八日にきまつて十九日に出るおるといふ格好で、それから申しますと非常に追い詰められた格好になつております。そこら向こうはなかなかむずかしいやうな主張をいたしておりました。あくまでもいろいろ考へてもつとふやすつもりであつたけれども、四十五度以南の区域をこつちの言うように中に入れないから、もう

今は御破算であるといふやうなことで主張しているやうであります。

幸いにしてあとに御質問になりました。たゞいかに、もつと世論とともに言つたらどうかといふ点は、ことしはなかなか新聞、世論といふものは私どもの行き方を支持してくれまして、日本の主張が筋が通つておるといふことで支持してくれております。私どもが十二日に、にもかかわらず七万二千五百トン出したら新聞からだいたたかれました。筋を通すと言ひながら、また陰で妥協してゐるではないかといふことで責められたのであります。これも現実にはやむを得ざる事情でございます。が、そういう形でございまして、私どもとしては、日本としてはいろいろにやつては、なかなかきめ手が無いのですが、あくまでもこれは世論といふものと一緒に進めていくといふことがよいと存じます。今後とも御指摘のやうな日ソ漁業のごとき対外的な問題については、一番世論を代表する国会の皆様方に相当する程度話を申し上げまして、御援助をいただくことがよからうかと考へております。

ただいまさうな状況でありまして、少しづつは折り合ひになつております。どうもやはり業界の方がいろいろ弱いことを言うので、私も困つております。もうここ数日の間激しいつばぜり合ひが続くと思ひます。

○千田正君 閣下。今の東君の質問に対して、農林大臣からお答えがありました。これは漁業の問題が、北洋漁業の問題がせつぱ詰まつてきて、世論が十分沸かないといふのはどういふことかといふことを、私は非常に心配するのです。といふことは、や

やもするといふと、北洋漁業は資本漁業が多く、資本漁業の傘下の独断船等がやる仕事であるから、零細漁民と関係がないのだ、こういうやうな考え方を持っておる人がある。ところが、現実の問題はそうではなくて、向こうを締め出しを食うといふと、必然的に沿岸漁業あるいは零細漁民の方に影響を及ぼしてゐるわけでありまして。また、これは単なる資本漁業のみならず、日本の北洋におけるところの権益を確保するのじやないか、国際漁場において日本の権益が後退するか前進するかといふやうな大きな問題をかかえておるながら、世論が少しも沸かないといふことはどういふことか、私は非常にその点に疑問を持つてゐるのであります。水産庁あたりは参議院の農林水産委員会に來ましても、これは秘密会議だから、これは秘密だからといふやうに、もう扉を閉ざして、大して秘密でもないやうなことを秘密のやうなふうにお話しになつてゐる。こういうことであつては、ちつとも世論の背景にはならぬし、日本の国民の要望といふのはどこにあるのか、日本の国の権益といふものは後退するとかいふやうなことを国民に植へつける何物もないのであります。ですからせつぱく農林大臣は、このつばぜり合ひの段階にきまして、相手をやはり押し通していかるか、あるいはこちらが押し沈められるかといふこの問題にきて、やはり一番大切なのは、背後におけるところの日本国民の世論といふものを盛り上げて、その力によつてもつと日本のつばぜり合ひを向こう側の方へ押し進めていくといふ必要があるのじやないか。そういう意味においてはどうも世論が

沸かない。その原因は奈辺にあるかという点を、一つ大臣もお考えになっておられるでしょうから、その御態度、同時にまたさらにそういうことはおそれないと思ひますが、大臣の御声明によるとないと思ひますが、これが七万トン以下になった場合に、当然これは失業者が出てくる、あるいは漁船の調整という問題が出てくる。そのしわ寄せが必ずこれは沿岸漁業あるいは寄港漁民、そして大臣御存じかどうか知りませんが、北洋漁業に行つて働いておる労働者というものは、これは沿岸の漁民じゃないでしょう、大部分は山間地帯におけるところの農民、この農業基本法に現れてくるところの他産業に従事すると称せられる対象の人たちが、大部分があの船に乗つてうして行つてゐる。沿岸の漁民は三分の一あるかないか、ほとんどの大部分というのは、山間地帯から北洋に行つておるといふことを御認識願つて、この問題と合せて今農業基本法という大きな問題をかかえておられますが、同時に将来漁業におけるところの基本法も政府として考えておかれる必要があると思ひますから、合せて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡東英雄) 御指摘のように、日ソ漁業の交渉というものは、何か腹れ物にさわるような気持で従来はややもすると、隠された形で動いておつたといふことではないでもないと思ひます。これは私はさういふことを大きく世論の盛り上がりを経て、その援助といふことが必要だと思ひます。私このたびはかならずさういふ面に向けて、御承知のように、この一月月間近くにおける日本の新聞紙の動向

は、論説におきましてもまた社会面におきましても、その点はかなり支持をしてくれたと思ひますが、まだ十分とは思つておりません。さういふ点が最も私は大切だと思ひのであります。今後ともさういふものについては善処をいたしたいと思ひます。

それからあの問題は、これは御指摘の通りで、私も独断航行といふものの乗り組み員は青森、秋田、山形、岩手等の農業者の方が季節的にその方へ出ておるといふことは、昔ながらの通りであります。それであるがために、私は必ずしもこれは資本漁業といふものばかりじゃなくて、ことに戦後における独断航行の経営者と母船の経営者と分離されておることにおいて、一そうその感が深いのでありますから、さういふ面も合せて向うには主張をいたしておるわけでありまして、まあことしはだいが引き締めてかかつていきましたたが、どうも内輪からいろいろ分かれたような意見が出るので大へん困つております。今日までは幸いに一致団結しましたが、どこでもこのぐらいいいのだとか、あそこではこのぐらいいいのだとか、あそこではこのぐらいいいのだとか、早くまとめるなんといふのは、さういふ点はみんな向こうで利用される。本来の姿はさうでないといつてもいいか、最善の努力を尽くしていくつもりであります。

○委員(藤野繁雄) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(藤野繁雄) 速記つて。

○委員(藤野繁雄) 続いて、農業基本法(案第四四号、衆議院送付)、農業基本法(案第三三三三)、農業基本法(案第二二二二、予備審査)以上三案を一括して議題として質疑を行ないます。
御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。
○千田正君 私は先般池田総理並びに岡東農林大臣に質問いたしました。そのほか若干残つておる点がありまして、それを補足してお伺ひいたしたいと思ひます。それはあのとき農林大臣及び池田総理大臣からもお答えがございましたが、私は農民は寸土といえども手放したくないといふ考え方、この考え方をどういふふうに、しからば政府が考えておるやうに二町五反以上百万戸といふいわゆる理想の姿に持つていくか、これはなかなかむずかしいのじゃないかといふ点を申しましたところ、それがそれに対して農林大臣は、また総理大臣もおっしゃつておりました。が、農民といふのも日本国民なのだから、だから政府が農民のためによかれとばかりに協力しないはずはないのだ、さういふお答えでありますけれども、私はあの翌日私の県の農民諸君と会つたのです。そのときの話に、さういふことが出てきたのです。ね、農業の歴史は日本の歴史と同じやうに

歩んできておる。ところが、いつの時代でも、たとへば戦国時代においては群雄割拠のもとにわれわれはいじめられてきた。さらにその後幾多の変遷をへていつの時代に進んで、先般は有史以来の敗戦で日本が国土を失つた。国土を失つたけれども、同時に失われた国土に住んでおられた人たちは引揚者の他の戦災者が農村地帯に入り込んできた。第一何を求めたかといふと食糧である。その食糧を求めたために、人たちは何を手放したかといふと、自分の身につけておつたすべてのものをほとんど手放すやうにして求めたものは食糧である。そのときに、われわれはつくづく感じたのは、どんなことが起きてもわれわれはこの土地だけは放したくない、金は一文もなくても、めしとそれから野菜だけは、太陽のかがやいてその限りにおいては、お天とうさまはわれわれを見捨てないのだ、この食糧にしがみついて、われわれの永遠の生命といふものを確保するのだ、この大地に根づいたこの思想は、とてもこのことに簡単に、皆さんの政策のやうなこころいふつばな名文を掲げても、さう動かないと私は思ふのであります。

そこで、この間さういふ会合の席上で、しからば諸君は何を求めているのだ、政府は諸君のために幸福な農業形態の中に幸福な生活を送るやうにといふ意味で、この農業憲法あるいは農業憲章と称すべきものを出したのだが、これに反対なのか賛成なのか。反対も賛成も今言えないのだ。そこで実際に、おいてはんとくに政府の提案が農民の

幸福を考えるとすれば、農民が寸土も放さないといふこの思想に対して、前進するところの政策、なるほどという納得のいくところの政策がこの法案に盛り込まれておるかといふことを考えまして、私はいろいろ検討しておりますけれども、農民が土地を手放してまでも政府の政策に協力するといふやうな段階まで来ておらないのじゃないか、さういふふうに考えるのですが、この点に対してどういふふうなPRをして、どういふふうにして一体農民諸君の考え方を政府のこの名文にあるやうな方向に近づかせようとするかといふ大體の大きな大づかみのところからさういふことを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡東英雄) どもつとも御意見でありまして、土地を保持しておれば、いろいろ悪い場合でも食糧物には不自由せぬといふ気持で土地を大事にして手放さないといふ傾向は、私はあると存じます。これは戦後における食糧難の時代における状況を見ても、食糧だけ自家用食糧確保のための農家といふものができたことを見てもわかるわけでありまして。ただ私は法を流れる一貫した考え方といふものは、だから日本の農家といふものはみんながよくならないで、みんなが小さいままに固まって貧乏を続けなければならぬ状態にあるのだ、その意味におきまして、しかし強制的に離農を進めるわけじゃありませんが、だんだんと現在の経済成長の高度発展に伴ひまして、他産業に移動する者ができてきておる。その際に、家族をあげて戸数の減

はまだ少ないのですけれども、問題は、日本の農業の実態が小さい土地に多数集まってみんなが貧乏しあつてやつてゐる形態は変えなければならぬのだ。それについては他に移動すべき第二次、第三次産業の方面がよりよくなつて、その方へ行つてもところを得て収入が確保されるのだという形態、私はそれが必要だと思ふのです。この点がなければよく社会党さんの方の御質問を受けますが、これもその質問である。現在の状態において移つたて日雇い労働者じゃないか、そういう形態ではかわいそうだ、本職にいかけるのかという御質問がありました、これはまあ現状においては、いろいろ御質問のような点がありますが、高度発展に伴つて、やはりその方面に行つてところを得た職につくについては、職業上の訓練なり、ことに技術訓練というよりなものが私は必要であつて、正当の場所に技術を持って、そうして雇われるようにして行く、片っ方においては高度成長できた産業面においては十分にその労働者のことも考へてこれを取容する考へ方とつていつて、ほかの方に持つてもこれは安全に生活が確保できるという形を整へることが必要だと思ふのであります。これはしかし、口で言うはやすく、實際は困難でありますけれども、日本の農業の零細実態を見ますと、やはりそういう方向に向つて行くことがよろしい。これには、私も何としても鉱工業方面の発展に伴つての技術訓練、職業訓練もやりますが、同時にやり方についてまず最初考へられることは、工場の農山村への移動、つまり都市の分散化計

画、未開発地域における工場の誘致、これに關しての特例の法律を作つて、今回も議会の御審議を願つております。こういうこととあわせて考へて、農村に居住しながら、その農外所得の得られるように、他の産業に従事しても、しつかりした生活が得られるような賃金が得られるような形もあわせていきたい。これは今度の国会に出してゐるのはその一部でございますが、やはり将来としては、私もそれはそういう方向で積極的に施策を行なつて、ああいうふうなことができたらしつちに行つた方がいい、安定できるのじゃないかというふうな魅力といひます、施策というものを實際に示すことが必要であらう、こういうふうに考へております。なかなかむずかしいことであります。農村の現在をよりよく発展させるためには、何らか、からを破つて新しい方向に進めていきたいと、かように考へておるわけであります。

○千田正君 それで今度は農村の実態ですが、この農業農家の諸君並びに自作農諸君にぶつかつて聞いてみたところ、現実の問題として、今持つておる土地は放したくないのだ、今持つておる土地はこのままにしてみたい。そのかわり、政府はこういう施策をしてもらいたい。こういう非常な熱意で言つてゐることは、新しく開墾開墾、あるいはその他の原野の開墾に対して、一部落あるいは、たとえば三十戸とか五十戸とかという集団で、余剰能力を使つて、そうして政府のいう果樹園の経営あるいは酪農の経営、そういう方面に協業をやれというのに大賛成なんです。こう言うのです。自分らの土地は放したくないのだ、自分らの土地はあくまで自分らで確保しておいて、そうして開墾、たとえば林野の開墾であるとか、あるいはそういう面の新しい土地の造成に対しては、政府の施策に協力して近代化をやる、協業化といひますか、共同化といひますか、お互いの共同耕作によつて、お互いの配分を求めようというふうにしたい。ただ、自分たちが持つてゐる土地は放したくない。こういう感情なんです。こういう考へ方に対しては、どういうふうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(周東英雄君) その点は、私も、そういうふうな希望が地域的にあり、またその地域には開放するといひますか、払い下げをしたり、あるいは使用権の設定をしていくような場所が、適地があれば、これはそういうふうな方向へ導く。またそれがために協業経営までいくというならば、その一部経営について、これは助長していくことは、ちつとも差支つかないと思つております。

○千田正君 これは私の県に限つたことではないと思ひますが、特に私の県は特異性を持つておつて、まあ四国四県と比較するといつて、わずかに十六平方キロですが、それだけ少ないだけの大県であります。その大部分が山林地帯なんです。山林地帯であるがために、国有林と、それからいわゆる山林所有の地主が、大きな面積を占めておる。それでその山岳地帯に住んでおるところの山村農民、農民と一緒くたにいわれますけれども、農民という範囲からいへば、いろいろな分析がありまして、その農民と称せられる、そういう国有林であるとか、あるいは地方の大地主、一千町歩、二千町歩と持つてゐるその地主のもとに、長い間、徳川時代から生活しておるところの人たちは、この終戦によつて土地開放というふうなことをされて、その恩恵には浴してゐない。今もつてその地主の所有土地にすがつて生活してゐる。ことに今度の農業基本法というふうな、農業基本法が、かりにこれが実行されても、そういう人たちは、その恩恵には浴さない。相変わらず他人の土地を借りて、死ななければならぬ。いやな苦しい生活である。しかも薪炭をやる、炭焼きと称しますが、これによつて生計を立てておる諸君には、おそらくこの農業基本法といふものは徹底しないであらう。かりにこの人たちが共同して、それならば酪農をやりたい、こういうことを言つても、その自分の生息してゐる周囲の大部分といふものは、大地主によつて所有されて、山林開放どころの話でない。新しいところの山林行政に基づいて、逆に大地主の方は植林をする。おそらく一反歩も自分らの手に戻るような土地がないという現状にあるのであります。が、こういう山村における、一括すれば農民と称せられながら耕地を保持してない、こういう人たちに對する施策は、何をもちつて一体あなたの方の施策が徹底するよう方法があるか、これは何をもちつてやります。

○政府委員(大澤融君) 農業構造改善といふことで、現状の農家をりつぱなものに引き上げていくといふことを、この基本法もつたつておるわけでありまして、それは今の農業のワクの中だけじゃなくて、これは基本法の第四章の第二十二條に書いてございまして、けれども、農業構造の改善をする場合に、たとえば今御指摘がありましたように、山村での問題といたしましては、農業だけでいふゆる自立経営にならないうといふようなものは、林業とかみ合せて、農林一体となつて、農業だけで自立経営になり得るものと同じような生活ができるようにということ、国有林等について、国土保全といふような立場から差しつかえないところは、そういうところに土地を提供して、山を提供していくといふようなことを、今後やろうといふことで、検討してゐるわけでございます。

○千田正君 大澤さん、それはほんとですか。僕は、あなた、画にかいた餅じゃないかな。實際に言つて、まだ徳川時代そのままのものが生息してゐるのです。農地開放といふかつての、今から十五年前の、終戦当時行なわれた農地開放さえもやられてない、山村におけるところの人たちは、大地主の人たちに、しからばそういうふうな、自分のところに、三十戸、四十戸として山林の中に点在してゐる農家の人たちに、それならば政府の言う通り、私の所有山林を開放します、そうして新しいという人たちに、今の酪農なら酪農をやらせましようといふふうにかどろか、おそらく切りかえないだらうと思ふ。それから現在あなたのおっしゃつたように、国有林を開放するつて、ほんとうにそれはできるか。今までも国有林の開放といふことは、おそらく地方公共に寄与するといふような問題じゃないや、なかなか国有林など開放してくれなかつたじゃないか。それをどういふふうにして、国

有林の開放といふところまで進めていく考えであるか。あなた、この法律になつて、あくまでこの法律を施行するといふことになる、相当これは問題ありますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大澤融吉) 林業の基本問題と申しますか、基本対策と申しますか、これは農業よりおくれた形になつておりましたけれども、この農業基本法案の政府案の第二十二条に、国は、農業構造の改善に係る施策を講ずるに当たっては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要な考慮を払うようにする、といふことで、その思想をうたつておりました。林業問題の基本的な対策、基本的な方向の問題につきましても、今後検討を進めていくわけですが、その思想をうたつて、ここに書いてあります。その場合、農業のみならず、農林一体となつて、自立経営になり得るようという構造改善の方向をいろいろ検討して参る、こゝういふことを申し上げておるわけでありま。

○国務大臣(周東英雄君) 今大澤審議官が申し上げましたが、国有林の問題ですが、これは私は、今後の農政をこれからやっていくについて、土地造成との関係において、地域ごとによく調査の上、ことに牧野、草地の設定というふうなものに關して、国有林もある程度一役買つていくことで、私は研究を進めていくわけでありま。一律に何でもかんでも、治山治水と関係もないやうなところを、ただむやみに払い下げるといふことではないのでありま。すけれども、やはりここに新しい農政を考へるときに、そういう面について、新しい考へ方をもつて処置し、あ

るいは必要な場所に差しつかえない限り、使用権の設定をしていくこともよろしい、場合によっては払い下げといふこともあつていい。ただ、その間におきまして、林野を払い下げたあとには、もつたからすぐ伐採して、あと植えないといふことになれば、治山治水上大きな問題でありま。今日国有林としてあることの非常によいことは、それが国のものであるだけに治山治水上切つたら必ず植林をしていくといふことにある。こゝういふことは、山といふものの公共性から見るとやつぱり切つたら植えるといふやうな形をとるやうな形に調整していかなくちゃいかぬと思ひます。そういう面を考へて、しかも牧野、草地の必要量造成といふことについては今後考へなくちゃなりませんので、そういう点において新しい見地に立つて、非常な条件もつくで、ありましようが、払い下げなり使用権設定といふやうなことに考へたらよからうといふことを今申し上げたわけでありま。

それから御指摘のように、私は事実を知りませんけれども、私有地で、地主が山を持つておる。これは別に強制的にどうこうするわけにいきません。しかしそういう点も、ある程度話し合ひの上において、日本のその地域にせひとも一つ共同でもって牧野を作らした方が畜産の上においても役に立つといふことは、それは勧奨するといふことも考へていかなくちゃいけない。強制的にどうするといふわけにいきませんけれども、これは私有地と国有地とまた違ひます。かやうに考へます。進んでは部落有林野といふやうなものにつきましても、それをいつかもお話が

出ておりましたように、個人に分散することだけが私は必ずしもよいとは思ひません。しかしそこらに共同使用の形において新しい農政の用に供する、その地域における農業者のために供するといふことも一つの考へ方であらうといふやうにこの前も申しておりました。これを全部何か分割して払い下げるといふことは必ずしもいいとは思ひませんし、これは地域の町村あるいは部落で持つておつたまま使用権の設定をして、その部落の農民のために用ゐるといふことも必要であらう、こゝういふことをこの前申しておつたわけでありま。

○千田正君 構造の点については、あとから、これは逐条審議になりますから、あとの問題にします。もう一点承りたいのは、この零細漁民、御承知の通り零細漁民と称するものは、これはもう農業と兼業なんですね。全国で約三百万と称せられる零細沿岸漁民と称するものは、ほとんど大部分農業と兼業の兼業である、こゝういふ面にも今の農業基本法としての考へ方はもちろん及ぶだらうと思ひますが、この点はどうですか。

○国務大臣(周東英雄君) もちろん、兼業農家に對してその行なう農業に關しては同様に取扱いすることは他の産業の兼業者と同じであります。

○千田正君 これは今のところそういう問題も含めて、この案が出されておりますからですが、当然私は漁業の問題になると、農業と漁業と兼業であるといふと、この裏づけとしてやはり漁業の基本法のようなものが出て初めて農業と漁業の兼業農家といふもの、あるいは零細漁民といふもの、ま

た一面においては零細漁民であり零細農民であるこの二つのかまへのものと生活しておる人々を救ふ一つの案も出てくる。でこれは将来において、今出ておられますが、漁業の、沿岸の漁民に對する基本法のようなものは出す御意向があるのですか、どうなんですか。

○国務大臣(周東英雄君) これはぜひ出したと思つております。これには大きく漁業といふものは農業と違つた特質を持つておることに、特質のある基本法的なものを出したと思つております。ただいま法制局でその暫定措置として出そうとしておりますものを、実は審議中でありま。この国会にできるだけ間に合わせたいと思ひますが、もしおくれるやうなことがあれば、当然このたび漁業制度調査会が答申を出しておられます。沿つてどうしても漁業権制度、許可漁業権を入れて考へ直さなければならぬと思ひますが、これは沿岸漁業に影響するところが大きいのであります。これがよく出ておりますが、よくよくこれがこししの三月に答申されております。これらの問題と合わせて適当な法案を將來準備をいたしたいと思ひます。

○清澤俊英君 ちよつと関連して。ただいま漁業基本法を出す準備が進められておる。こゝういふお話をした。それは間違いないのですか。

○国務大臣(周東英雄君) 根本の問題についてただいま漁業権制度の形が、制度が確立しておりますから、不完全ではあります。ただいま法制局において沿岸漁業振興法といふ名前のものが審議中でありま。

○清澤俊英君 それは基本法という形

とはちよつと違ひますか。それだけ聞いておけい。

○国務大臣(周東英雄君) ちよつとその点については多少違つております。そこでもし今度の関係、一部出たといひました。追つかけて次の機会には漁業権制度の問題が確立するに従つて、それと合わせてもつと基本的なものを出したと思つておるものであります。

○千田正君 最後に私は一点。この間お尋ねいたしましたけれども、お答へがなかつた点があるのです。それは外国産の農産物が將來日本に輸入される。それで政府の案としては大体十年後には三千数百万といふふうには、私は物の本で読んだ記憶をしてありますが、これは十年後においては一体どれくらい外国産農産物が国内に入ってくるか。その点であります。

○政府委員(大澤融吉) 十年後にどの程度の農産物が外国から入るかといふことは今後の問題になりますので、非常に見通しがむずかしいわけでありま。すが、増進計画でみております数量、それを基準年次の価格で計算してみますと、今おつしやつたやうに約三千二百億といふ程度のものになります。

○千田正君 十年後に三千二百億という膨大な外国産の農産物が入ってくる。それと競争しないやうに、まあ第二條にはそういう意味のことをうたつておられます。外国産の農産物が三千数百万年後には入ってくる。それと競争しないやうに国内においては別な面においてそれを育成する。それはいづれ各省においての構造その他について、あるいは流通経済、価格調整等の問題が出てくると思ひますが、そのと

きお伺いするとして、これに對処するだけの十分な施策の準備があるわけですね。これはどうですか。その点だけお伺いいたしておきます。

○政府委員(大澤融吉) ただいま申し上げましたのは増進計画で言っている見通しでございますが、もちろん基本法の考え方としては、十三条にもありますように、また第二条にも書いてござりまするに、外国産農産物に對しては競争力を持ち得るよう国内での生産の合理化をやつていく。そういう方向で物事を考えております。現実の問題といたしましては、たとえば大豆の問題にいたしまして、あるいは粟の問題にいたしまして、あるいは小麦の問題にいたしまして、あるいはいろいろな農産物の施策をやつておるわけでござりまする。

○千田正君 そういう意味における防衛策といたしましてこの間も他の委員、たとえば江田君の質問だと思ひますが、かりにこの前の生糸の問題のときのように、生糸はまあいゆる國際貿易の問題からいって、まあ日本の中で十分だからこれ以上ふやしてはまずいから、それで桑の木を一つ抜いて別な方に切りかえよう。それで当然桑島を縮小する計画を立てられてその通りやつたわけですね。ところが今度は逆に生糸が高くなつた。それに対応しようと言つてももう間に合わない。そういうふうないわゆる國際間の貿易といふものとの間にあらはなつて動いてくるところの國際的商品、いわゆる農産物といふようなものに對しては、よほどこれは注意深く考へてやらなければならない、と、せつかく農民のために十分な施策をしたつもりでおつても、逆に

農民からうらまれるよりであつてはいけな。これは前もつてこういう法案を出す際に十分考へていただきたい、これは希望でありますから、この点だけ申し上げて私のきよりの質問は終わります。

○北村暢君 私は大臣が三時ごろまでいいんですか、それでは大臣のおられる間にぐく大ざつぱな問題についてお伺いいたしますが、まずこの基本法の性格といふことが、ずつとこう見せていただきますと、この法律のねらいといふものはいゆる農政の憲法だ、と、こういうふうになつておる。また農民も農業の他産業における産業構造の中における農業の地位といふようなものををはつきりさせて、安心して農業が営めるように、いゆる従来の農業政策といふものが、いゆる農業を中心として行なわれてきたが、やはり農民といふものを主眼に考へて、そして農民の經營なり、あるいは所得なりといふことが今日問題になつてきた、こういうふうになつていふことが、きつていふのじゃないか。しかも、そういう考へ方から出てきておるもので、農民の要望としてはやはり農業の憲法である半恒久的な國民經濟なり、民族社会における農民の地位、こういうものを安定してもらいたい、こういうふうなこの希望といふものがあつたと思ふのです。ところが、この基本法を見ますと、当面する高度な經濟成長下における農業の果たすべき役割、こういうぐく何といふんですか、現状に即したような基本法になつていふのじゃないか、内容を見していただいても全部そういうふうになつていふ、こういうふうな思ふのですが、一体こ

の基本法の、農政の基本を示すこの基本法の性格が、一体どういふところに基本的な目的なり何なりといふものを置いていふのか、半恒久的に改正を要しなくてもいいものを考へたのかどうなのか。こゝら辺の受け取り方、立案の基礎になつていふもの、これを一つお伺いしたいと思います。

○國務大臣(周東英雄君) 農業基本法の中には、これはいつまでということ、施行の期日をきめたものでありませんので、その意味からいへば恒久的な立法とも言えるわけでありまして、しかしその方向としては、現下の事態に即して農業の新しいあり方をどっちに向けていくかといふことの方向を示したものであります。しかしこの方向づけによつて、あり方はきめられてあります。その方向づけに従つてとるべき施策といふものは、それぞれ各条に書いてある施策であつて、その施策についての關連法律といふものは、そのときによつて変化が起つてくると思ひますが、まず大体においてこの基本法自体は、その方における變化対策といふものが關係法により出てくるのであつて、一応現在の法制そのものは、いつこれが變化するとか何とかいふことは考へておりません。しかし大きくまた現在のような現状に即して農業の進むべき方向をきめておられますが、これが非常な社会的あるいは經濟的變革が起れば、これは永久に補正も修正もしないといふものじゃないか、と考へておられます。一応今日の段階においては、これは見方によつては、これは基本法であり、半恒久的なものだと思つても私は差しつかえないと思ひます。

○北村暢君 ただいまの大臣の御答弁ですが、私は、昨日先輩の小林議員の逐条審議の模範例が示されましたけれども、その中でも論議があつたのでございまして、この第一条のところをよくよく見ると、國民の農業に關する政策の目標はいろいろあるのだから、最後のところではやはり「農業の発展と農業従事者の地位の向上を図る」とある。この「農業の発展」と「農業の発展と農業従事者の地位の向上」とある。これは、これは今さらいふ必要がない、あたりまえのことですね、これは。でありますから、そのためだつたならば、ことさらに基本法を制定する必要はない。従つて今度の基本法が今申したようなことであれば、憲法との關係あるいは今度の基本法の中で半恒久的な、今おっしゃられるようなことであれば、まあこういうばく然たる、もつとも、當然のことを書くといふこともわかるのですが、實際は今度の基本法の目標といふのは、それはなくして、やはりこの基本法にとかかる最初の行きがかりといふものは、これはこの前文でもうたつていふように、「經濟の著しい発展に伴つて農業と他産業との間に於いて生産性及び従事者の生産水準の格差が拡大しつゝある。」これがやはり今度の基本法を取り上げる、基本法を制定しなればならないといふ農民の要求の最大の眼目でなかつたか、こういうことが考へられるのです。従つて、半恒久的とはいふべきけれども、一体この農政の曲がりかどに來たといわれていふ時期におけるこの基本方針といふものは、この法案のほんとうの眼目といふ

のは一体何と何なのか、これを一つお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(周東英雄君) これは、前文、第一条の前に書いてありますように、現在の經濟變動の中にあつて、農業及び農業従事者といふものが他産業の關係と格差のある生産性、格差のある生活といふようなことになつておるものを直すために法律を作り、その直すための目標は第一条に書いてあります。しこうして、その第一条の目標を達成するために、二条以下がこの施策を掲げておるわけですね。基本法の基本法たるゆゑといふものは、一面においては、目標、農業の発展、農業従事者の地位の向上といふこと、それは北村さんのおっしゃる通りに、當然じゃないか。その當然が當然でなく今まであつたのです。それををはつきり掲げ、しこうして、それに対する必要な施策をいふものはやらなければならぬといふことを書き、それに対して國が義務づけられて、法制上、金融上、財政上措置をとる。しこうして、それらのもに直し、修正し、あるいはよりよく高くしていくといふことが、基本法の基本法たるゆゑなんだと、かように考へております。従つて、まあよくお話しするように、いろいろ變化するであらうといふことは、その施策の内容が關連法律、關連制度として現われる場合においていろいろ變化することはあつても、その方向、そのやり方、かくのごとく考へるということについては、私はやはり恒久的なものだらうと思ひます。

○北村暢君 そりしますと、今おっしゃられるように、この基本法を制定し

ようと、實際なくても、施策を具體的な法案でやっつけなければいけないこともないわけですね。この基本法は、全く第一章第一条から三十条までどれをとっても抽象的で、この法案がなければどうしてもできないというものは何もないわけですね。ごく抽象的に書かれてあるわけですね。それから、法律でありますが、他の法律の上に出てこの法律によってこの法律が出るんだと、こういう性格のものではない。対等ですね、法律という点からいけば、対等であるわけですね。でありますから、そういう点から言へば、抽象的なことでも、とにかく農民に安心させるための安心させるものである。非常に抽象的な法案です。従って、法律技術的に言っても、前例のない法律であつて、非常に立法的にも苦勞されてゐる法律だと思ふんです。ところが、それじゃこの法律を制定する直接の動機また最大の眼目というものは、やはり他産業との均衡をはかる、こうおっしゃるのでありますから、一体それじゃその均衡をはかる目途というものは何年くらいを目途においてこの均衡をはかるかというのか。これは基本問題調査会の答申案並びにその後における所得増進計画、それから一カ年間の増進計画を続けたこの基本法、こういう基本法が出るまでに至りました経過において、一体どのような考え方で、どのくらいを目途に均衡をとらうとするのか、この点についてお答えをいただきたい。

○国務大臣(周東英雄君) これはできるだけ早く均衡を得せしめるように施策を実行したいということでございます。います。それについては、一つの目標としては、参考指針といたしておきまする所得増進計画における行き方から考へると、十年後ということが一つのさしあつた目標になります。しかし、農業というものはむずかしい点でありますから、十年でなかなかできない点もあつてはすみやかに早く二、三年でもやる所もありましようが、一応の目標というものは、所得増進計画というものが一つの指針になり、また、農業基本問題調査会の答申を見ましても、これはいつまでというところはつきりとはつたてないんですから、あくまでも施策を総合的に立てて、現在おこなつてゐる農業というものをできるだけ早く他産業に均衡を得せしめるように努力していかうというのが、基本法のねらいであります。

○北村暢君 そうしますと、できるだけ早くということですが、一応、この所得増進計画で考へておる十年年というところにおいて均衡のとれるようなところに目標を置いて、いろいろな作業が進められてゐるうちに私は理解しておるんです。しかし、この点についてはいろいろな論議があるところですが、池田総理も答弁されておつて、所得増進計画はその通りかどうか。あれはまあ経済合理主義によつてゐるので、政治とは違ふんだという答弁でございます。私はその答弁には納得はしないんですけれども、しかしながら、今の大臣の答弁をお聞きしても、大体十年くらいというものを一応の目標に置いて他産業との所得の均衡というように考へておられるのじゃないか、このように思ふんです。しかも、それが

が今度の基本法の中に流れてゐるやうな思想だと思ふんです。あらゆる施策を見ましても、とんでもない高遠な理想というやうなものを掲げて、そしてまあ将来何年かかかるかわからないけれども、その理想に向かつていくんだ。こういうことではなくて、総則の第二章の施策を見ましても、一応現実的な今後の施策として実施していく、それよりは十年というよりなところを目途に置いてゐる。しかも、池田総理も言つてゐるやうに、せつかく計画を立てても三年で修正しなけりやならんかと、そのくらい移り変わりが激しい、従つて、とんでもない速くを見通してゐるやうな話にならない、こういうやうなことから見ますと、やはり一応この所得増進計画で考へてゐる十年というのが目途でないか。それすらも長期に見通してゐるのではないか、まあ五、六年の見通しなら立つかも知れないけれども、十年の見通しというものはなかなか立たないのじゃないか、こういうやうなことを言われておるんです。そういう式でありますから、私はやはりこの基本法の制定の考へ方というものは、やはり今言つたやうな目標を多くて十年、こういふところに目標を置く。そうだったとするならば、私はやはりこの基本法というものは、もう少し具体的に書かれるべきでなかつたか。非常な理想の、憲法に類するやうな高遠な考へ方であつたとするならば、抽象的でもいいけれども、少なくともこ十年くらいを目途に置いて具体的な施策としてやるというやうな考へ方であつたとするならば、この基本法はもう少しやはり具体的でなければならなかつたのじゃないか、こういうふうな感じがするのです。こういう点について一つ大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(周東英雄君) それはたゞいまも私が話をいたしましたように、所得増進計画と基本法とからんでゐるやうにとらへますけれども、大体考へ方としては別なんです、ほんとうは。これはむしろ私どもは二年半前から調査研究を進めて、これを立案することにかかつたのです。私はその当分の責任者であつたのです、党としての。それについては必ずしも所得増進計画とは別に進んでおつたわけですね。たまたまあつたやうなものがあつたので、混同してゐるけれども、一つの目標はそこにあるやうに見えます。しかし、私は農業と他産業というものは駿々乎として進んでゐるわけですね。こちらが進んでいくと向こうもさうに進んでいくという形で、何も十年間近づくというところまで立ててみたところで、それ以後また進んでいくのです。ですから常に農業といふのは他産業との比較において均衡するやうに努力を續けて、そして絶えず国家は農業のために施策を講じてつづ、常に劣らないやうな方向に持っていくといふことが一つのねらいです。その点は私は一つの理論として絶えずそのやうな方向に努力します。従つてこの法案にも書いてありますやうに、常に農業の生産その他に關しては長期の見通しを立てていく。これは長期、十年といふのではなくて三年ないし五年くらいで少しづつ立てて、それを議會に報告しながら修正していくというやうな形で、常に変更し、その變更に応じてつづ農業の発展をはかつていくという、大きな私は理念的なものがこの農業基本法だと思ふのです。

○北村暢君 この点はまあ非常に抽象的な論議ですから、あれですが、ただ私は今後のやはり逐条審議をやつていく上において、この点はやはり大事だと思ひますからお伺ひしてゐるのです。小林先輩の昨日の均衡の論議はあつたのですが、これはまたあとから小林委員がやられると思ひますから、これに直接は触れませんが、しかしながら、他産業と農業という原始産業との生産における格差、それからこれに従事する農業従事者その他産業の従事者の所得の格差、生活の格差、この格差を縮小しようというのが、今度の基本法の非常に大きなねらいである。これはまあおっしゃつた通りです。基本法を制定する動機もここにあらうわけですね。でありますから、この格差というもの、私はやはりどういふやうに認識するかということがやはり大きな問題だと思ふのです。これに対して一体どのようにこの格差を縮めていくのか。そのためにできた法律でありますから、その点がやはり私は明確になつてこなければならぬのではないかと。そういう点からいって、昨日の第一条の論議の中においても比較するところがあつたといふこととしておるやうな点については、私は非常に遺憾であるし、基本問題の答申案というものが昨年の五月に答申がでされて、これをどのように消化をし、そして基本法の中どのように明確にこれを打ち出すかといふことは、非常に大きな議題であつたはずであります。それがこの基本法がでされて、なおかつまだどこで均衡をとるかかわらないということ

は、大体この基本法を制定する根本の問題がほやけている、こう言わざるを得ない。従つて私は昨日来答弁されておるのでありますが、基本問題調査会の答申による所得政策というところでもって相当時間をかけて、相当な資料を用意して検討がなされて、所得政策というものについて一応の答申がなされているわけですが、しかし、この答申においても、明確に所得はかくあるべしとは答申はなされておらないわけですが、一体この基本法を制定するにあつて、この所得政策の答申のあつたものをいかに消化されて、この基本法に所得政策をどのように考えられて打ち出されておるのか。どのようにつけてきたのか、この点を一つ明確にして、それと同時に所得という問題と生活水準という問題とが、きのうも議論になっておりました、比較をするという事になれば、これは所得でないといふことはできないのではないかと、小林委員からの意見があつたわけですが、この基本問題調査会の答申について、この基本法を制定するにあつて、所得政策というものをいかに消化されて、これは生活水準その他については、抽象的になつておつて、それについてはあまり触れられておらないのです。議論はされておらない。やはり答申は、所得政策というものについて議論をしていくわけですが、これをいかに消化されるかといふことをお答え願ひたい。

○政府委員(大澤融君) 北村先生がおつしやいますように、基本問題調査会の答申では、所得について答申を行なっているわけでありまして、大体基本法の考え方、この答申の考え方標準

拠つて考えているわけですが、と申しますのは、基本問題調査会の答申の中で所得政策といつたしまして、所得の目標について、あるいは価格政策といふことについていろいろの考え方を述べているわけでありまして、ここにありますが所得目標、これは農業全体についての所得目標、あるいは農業経営についての所得目標といふことを論じておりまして、いづれ農業経営についての所得目標と申しますのは、家計支出をとるということもいふことはないかといふ思想もございまして、生活の福祉の問題として、農民の福祉の向上という問題として基本法の中の一つの目標に掲げ、農業全般についての所得目標、これは能率の問題として農業の生産性の向上の問題としてとらえておるわけがあります。また農業所得目標についての検討をすべきだといふような答申もございまして、これを私も受けて、たとえば年次報告の中でそういうことをやつて、検討を続けていくというやうなことで、基本問題調査会の答申は、大体これに準拠して物事の考え方をまとめているわけでありまして。

○北村暢君 それではお伺ひいたしますが、所得の格差というものをなくしていく手段として、この基本法は所得の格差がある、他産業との間の格差がある、こういう点で、しかもこの所得政策といふのが大きく取り上げられて、所得の格差をなくするために農業の生産性を考へる。これは生産性を向上しなければ、所得というものは上がらないのだ、こういう考え方では基本法は貫かれておる。これは第一条に従つて生産性の向上と所得の均衡といふことと二つうたわれておるわけですね。で

ありますから、それじゃ所得の格差といふものをどうやってなくしていくか、これの考え方が一体どのように考へておられるか。

○政府委員(大澤融君) 基本法全体が第一条の目標、つまり生産性の向上の問題と生活の向上の問題、この二つの目標を実現するために第二条以下に諸般の施策が述べられており、その施策のうち、特にいろいろあり方がいろいろだといふことについては、第二章以下に述べてあるわけでありまして、そういう意味でどうした考え方であるか、今生産性の向上といふことは生活の向上をはかるということにつながると、こういうふうな思ひます。

○北村暢君 そういふ抽象的なことでなくして、倍増計画において、これは今大臣も言われるように倍増計画と基本法とは連うんだ、関係ないんだ、こゝろおつしやられますけれども、これは所得倍増計画として一応発表はなされて、しかも国としても大きな予算をかけて所得倍増計画といふものがPRもされておるわけですが、その中に倍増計画を決定する場合に、特に農業近代化小委員会といふものを設けられて、この基本問題との関連も十分考慮しつつ、あらゆる計数が当たられて、それで一応の所得倍増の目標といふものが立てられておる。こういう中で一応発表されたものによるといふと、これは第一次産業の農業の成長率、これは農業、水産業を合せて二・八%である。そして他産業第二次産業、第三次産業あるいは運輸、通信、公益事業、こういうものの成長率が、第二次産業が九%で、第三次産業が八・二%。

それから運輸、通信、公益事業といふのが八・八%。それでこれを平均して七・八%の成長率で、こういうことになつておるわけですが、ところでそれをさらに池田総理は九%にする、こゝろいふことですね。九%になつた場合において、それじゃ第一次産業である農業、水産業といふものの成長率は上がるかといふと、これは上がらない。従つて九%の場合、第二次産業九%になつておるものが、これが一〇何%にならなければ平均して九%にならないわけですね。そのように現状において農業の経済の成長率といふものは低い。低い中でこの成長率が固定しておるのでありますから、今生産性を上げるといふのも第一次産業の生産性とは問題にならないわけですが、従つて所得の均衡をとるためには就業人口を、幸いなるかな農業人口といふものが移動して減つてきていく、こゝろいふこと

で一人当たりの労働生産性といふものが、伸び率といふものが五・六%になつた、こゝろいふことが所得倍増計画で一応計算されておるわけですが、従つて今大澤審議官から答弁のありました農業の生産性を上げていく、そのことによつて農家の生活水準といふものは上がっていくのだ。これはまあその通りでしよう。しかし、そういう抽象的なことではなくして、農業の生産性を上げていくといふことは、その内容とするものは一体どういふものを含んでおるのか。これは第二次産業、第三次産業と農業といふものは生産性を向上する内容といふものは非常に違ふのじゃないか、私はこのように思ふのです。従つて、この所得格差を縮めるといふ考え方の中に、生産性を向上して

いく上に一体他の産業と変わったといふ要素を考へておられるのか、この点について一つ御説明をいただきたい。

○政府委員(大澤融君) 基本法の考え方といつたしましては、第二条に書いてございまして、ただいまもやっておりますように、土地、水等の農業生産基盤を整備する、あるいはそこに適用されるような技術を高度化していく。たとえば土地を集団化して大機械が入るようにして能率を上げていくといふようなこと、さらにそのためには、構造改善といふやうなことを取り上げまして、経営規模を拡大する、あるいは今申し上げた集団化あるいは機械の導入といふやうなことで、あるいはまた農地保有の合理化、農業経営の近代化といふやうなことで農業構造も改善して、生産性の高いにないといふやうなことで生産性を上げていく、こゝろいふこととございまして。

○北村暢君 今言つたやうなごく普通の生産性の向上、機械化するとか何とかといふことで農業の生産性なんといふものは、そう簡単には上がつていくのではない。逆に機械を入れたために過剰投資になつて、生産性が上がるどころか、かえつて苦しくなつていくといふ農家だってざらにあるんですよ。でありますから、機械化すればそれで生産性が上がるなんていふ簡単な考え方ははいかない。その機械化もし、構造政策も考へ、あらゆることをやつて成長率は大体二・八%、答申案でも二・八%か、二・九%しかならぬ成長率しかないでしよう。この年率二・

八%と九%というのは、現在と十年後と一体どのように考えているか。これは年率であるから、今日からやってくる成長率というものが、十年後の成長率と現在の成長率とどのように考えられるか。この年率二・八%なり九%なりというものが、今大澤審議官の言われたように、機械化し、何かし、構造政策も考えていけば、二・八%が七%も八%もほかの産業と同じようにいくのか、いかにいのか、これについてはどうなんですか。

○政府委員(大澤融君) 倍増計画での数字をおとりになって御議論をされていくようでありまして、倍増計画では、確かに生産の成長率としては農業は年率二・九%、つまり基準年次から四十五年までの間に年々これくらいずつふえていくだろうという見通しを立てているわけでありまして。しかしその反面、倍増計画では就業人口が農業では同じように二・九%ずつ毎年十年間に減っていくだろうというところで、生産性向上といいますが、生産所得の伸び率としては両方の足したものが五・八%ずつ年にして伸びていく、その結果は今他産業が、第二次産業がその間に一人当たりの生産所得、つまり生産性としては二倍足らずであるものが農業は二倍以上になる、そういうことで生産性の格差はこの間に縮まっていくだろうという見通しを立てておるわけでありまして。しかし、これは一応の見通しでありまして、私どもは今後農業の生産性がどういふふうになつていくかというところは、農業自体の中のいろいろな変化の問題もございまして、それから農業外の就業人口の変化の状態、いろいろありまして、

から、必ずしもここでどうなるということは見通せないわけでありまして、これらの内外の条件がどうなるかということに相對応して農業基本法にあるような考え方で具体的な手を打って生産性を上げていく、こういうふうな考えておるわけでございます。

○北村暢君 もう少し所得倍増計画、そういう都合のいいときだけ所得倍増計画使わないで、もう少し具体的に説明してもらいたい。基本問題の答申案において、一体この成長率というものはどのくらい見ておられるのか、それから倍増計画の考え方、就業人口の減っていくということがやはりこの所得を上げるということに非常に大きな役割を果たしておる、基本問題だつてそれを計算に入れているはずなんです。従つて、農業基本法は農業人口が少なくなる、就業人口が少なくなるといふことを計算に入れたくてもただばく然と生産性の向上なんだという、こういうことで所得の格差が縮まっていくな、このように考えておられるのですか。

○政府委員(大澤融君) 基本問題調査会での試算では、御承知のように成長率、生産の伸びとしては年率三%くらい見ております。就業人口の方は逆に年率二%ずつ減るということで、全体としては五%の伸びになる、こういうふうに見ております。

○北村暢君 そこで、基本法ではどういふふうな考えておるのですか。

○政府委員(大澤融君) 基本法は今後こういう考え方、今申し上げました、農業を取り巻く諸条件がいろいろこれから変化するわけです。あるいは農業内部でも技術とかいろいろ変化するわけ

です。そういうものに対応して具体的にこういう考え方、手を打っていくというところでやるわけでありまして、今後の見通しとしましては、基本問題調査会でいわれたのも一つの参考にもなりまして、また倍増計画でいってありますのも一つの目標的なものにもなり得ようと思つておるのだと思います。ただ、基本法が通つた場合には、生産なりあるいは需要の長期見通しをするということもございまして、そういう意味では見通しがまた出てくる、こういうことだと思つておる。

○北村暢君 私は基本法では、今おっしゃつたように、今後の年次報告なりあるいは施策なりでやっていくのですから、従つて私はその何%減っていくとか何とかいうことを答弁してくれといふことを言っているのではないのです。少なくとも大きく見て、農業の伸び、生産の伸びと第二次産業の鉱工業の生産の伸びとはとんでもない差があるといふことは、現実の問題としてわかつておるわけですね。しかも、それではその伸び率について差のあるものについて、そういう点から所得の格差も出てきているのだから、実際問題として農業の生産人口はどのくらい減るかかわりませんけれども、減るといふことを前提に考えなければ所得の均衡はとれないのじゃないですか、そういうことを聞いておるわけなんです。

○政府委員(大澤融君) 所得の均衡と言われますが、生産性の問題だと思つてますが、今おっしゃる通りです。少ない労力を使つてよいの物を作つてい

くといふふうな持つていかなければ生産性の向上というのはないわけです。そういう意味で今後現実に就業人口が今減つていくわけです。今後この傾向は、諸外国の例を見ましても、現状から見ましても続くと思つておる。そういう意味で、より少ない人間でよりたくさん物を作るという意味で生産性が伸びていくといふふうな考えます。

○北村暢君 今の御答弁であるように、農業の生産人口は減つていく、こういうことは、現在も減つていく、将来も減つていくであろう、この見通しに立つておるということ、これは今の答弁で明確だと思つておる。しからばこの所得倍増計画と、それから答申案の付表の考え方、答申案の付表の百九十六ページの「農業就業人口の見通し」というところでもつて、この昭和四十四年の推定、農業就業人口といふものを見通している。それは六つかに分かれて、こういう場合はこう、こういう場合はこうという検討がなされているわけですね。従つて一様ではもちろんございせん。ございせんが、大体四十四年の推定、農業就業人口といふものは一千四百八十八万から一千三百五十万といふものもございまして、いろいろこの取り方によつて違つてくるというものが一応推定として検討を加えられた幾つかの例が載つておるわけですね。ところが、所得倍増計画におきましても、この農業就業人口の四十四年の推定がなされているわけですね。これは昭和四十五年で倍増計画の方は千五百五十万といふことを見通しを立てておる。ここにこの答申案の場合の推定と所得倍増計画の推定と、まあ

私どもから言へば相当開きがある。百万からの開きがあるわけではございませう。従つて、この基本法を考へる場合に、現在も減つていくし、将来も減つていくであろう、こういうことが一応考へられて、その数字は明確でないが考へられておるという場合に、一体この計画を立てる場合においても、今後の農業といふものを考へる場合においてもこの問題とやはり相当真剣に取り組まないといふと、今後の農業の生産性なり、構造政策なり、生産政策なり、あるいは所得の格差なり、農業の近代化なりといふものについて非常に重大な影響を持つてくる、このことは私はもう否定できないと思つておる。従つて、これらのすでに推計されているものに対して一体どのような考え方を持つておられるか、これを一つ。このようなものでいくであらうと、相当、ほぼ確実にさういふふうないくのでないかといふふうな見通しに立つておられるのか、これはもうとてもさういふことにはならないのじゃないか、いろいろこれは見方によつて違ふわけなんです。従つて、この点は一つお答えをいただきたい。

○政府委員(大澤融君) 倍増計画での就業人口の見通しと、基本問題調査会でやりまして見通しは、大体、方法論、考え方としては同じ、ただ、やつた時期が違ふものだから、多少の数字の食い違いがございまして、これはそれぞれ見通しでございまして、いろいろの材料を使つての見通しであつて、さういふふうにしてさういふ計画ではない。過去のいろいろな条件を将来に当てはめてみたといふことでは、将来どうなる私どもとしましては、

か、これをお前、正しいものと思うかどうかという御質問ですと、將來のことですから非常にお答えしにくい、わからないというようにお答えを申し上げるのとはほんとうかと思ひますけれども、大体、こういふふうに基本問題なり倍増計画でやりました考えで、將來、十年後には一千万ないし千百万ぐらいになるんじゃないだろうか、という程度の見通しを持っております。

○北村暢君 そうしますと、大体は認されるような御答弁。これはまあ私は、前提は不確定だということを前提にして……しかしながら、そういうふうな傾向をたどつて減つていくであろう、それを首を切るんでなくしてね。池田さんじゃないけど、首を切るんじゃないで、他産業の成長の点からいってそういうふうになるだろう、こういうことのようにですが、一体、この現状の農業就業人口、まあ千四百五十万といわれているが、もう昨年のことですから、おそらくそれが減つていくかもしれない。減つていくかもしれないが、一体これの就業人口の内客ですね、満十五才から六十才までの就業人口の男女別の区分からいって、構成比からいって大体、今年度で一体どのようになつておるのか。やや半分というものは婦人労働者ですね。

○政府委員(大澤融君) お説の通り大体、手元にあります数字が三十四年の数字でございますけれども、家族就業者のうち大体半分が男、半分が女ということでございます。

○北村暢君 そうしますと、今後、他産業へ移動しようとする農業就業人口のうち大部分は新見学者、これが大部分を占める、そういう状態。従つ

て、先ほどの見通しからいくという、年間の新規な若い労働力というものが移動していつて、そして残るのは婦人と老人だけだ。このことが、この前農林白書が出たときにも、五つの赤信号というものを掲げて、こういう農業の就業構造であつては、日本の農業というものは、そのにない手が婦人と老人になつて、これは大へんなことだ、そしてまたそういう傾向が非常に強いということがいわれている。従つて、今後他産業へ移動していく就業人口というものは、対象者は一体どういふものが考えられるかという、他産業においても私はやはり要求して、農村に期待している、移動していく対象のものというものは、やはりこれは若い、主として男子の労働者というものが要求せられて、今後生活が向上し何かしていけば、婦人労働者といふものはだんだん減つてくるのではないかという感じがします。これは傾向としてどういふふうになつていくのか、私は今現実にはわかつておりません。農村からはけていく、移動していくものというものは、私はやはり第一番目には、婦人労働者が早く行くという

ことはまず考えられない。そして農村の就業人口の半分は婦人である、こういうことでは。ここに私は、先ほど大澤審議官は今の状態をいけば、十年後においてもそういう見通しに立つてはないか、こう言われているようにございまして、答申案を検討せられた時期と、所得倍増計画の近代化小委員会が検討せられた時期と、農業基本法を国会で審議している現在と、私は相当やはり事情が変わつてきてい

る、このように思ふのです。農林大臣は一体四月、十月の農業期における農業就業人口はどのくらいおるのか、これは御検討になったことがあります。○国務大臣(周東英雄君) こまかい数字のことでございますから、政府委員からお答えさせます。

○政府委員(大澤融君) ただいま調べてすぐお答えいたします。

○北村暢君 四月、十月の農業期の就業人口というものは大体一千九百万なのですよ。

○政府委員(大澤融君) 三十四年から五年にかけての数字でございますけれども、三十四年の四月は千三百四十九万人、それから十月は千四百三十一万人、こういう数字になつております。これは農林省の農林漁家就業動向調査でございます。

○北村暢君 それは雇用労働は入っておりますか。

○政府委員(大澤融君) もちろん入っております。

○北村暢君 そうしますと、私の説んだ文獻では、それはなつておらないわけですが、農業期の就業人口というものは非常にふくれて、大体千九百万ぐらいになる、こういうふうにいわれている。これは文獻で説んだんですから、私はその文獻が間違ひであればこれは私の考えが違ひのすけれども、私の説んだのはそうなつております。それで今日、農業就業人口の移動の非常に大きな問題というものは、農業期にいかん合理的に、いかに克服するかということが大へんな農業生産人口を減らす大きな問題になつておるんですよ、これはこれを無視して、安易に農家の生産人口が減つていくということは考えられない。今の農業の形が構造政

策によつて、とんでもない変わつちまへばどうなるかわかりませんけれども、今の形というものが二、三年の間にとんでもない変わるというようなことはおそろく考えられない。その場合に、実は農業の生産人口がどんどん若い者が減つていつて、農村においてはこの前の法律案の審議の中でも出ておりましたように、山においては造林をする地元の労働者を募集するのに四苦八苦です、農業期とぶつかると、そういう状態にある。農業労働においても雇用労働を求めても、農業労働には非常に集まらない状態ですよ。従つて現状ではばやばやするといふと、田植えと刈り取りはできないような状況になりつとある、これは現状なんです。

従つて所得倍増計画なり答申案において農業生産人口がどんどん移動していくといふのも事実です、またそういう傾向だといふことが今日、この検討せられた当時と基本法を論議している現在とでは非常に変わつてきてい

る、こういうことについては、一体大臣はそういう私の言つたようなことはないんだとおっしゃるのか、どうなんでしょう。

○政府委員(大澤融君) ただいまお話しございましたように、農業就業人口がいわば老齢化するあるいは婦人化する、そして若い人がどんどん農村を出ていつてしまふんじゃないかというやうなこと、そういう傾向は確かにございまして、他面、中学校あるいは高等学校を出まして農村に残る人々が過去においては四十万人くらいあつたものが、基本問題調査会で当初検討していたころは二十数万だったというものが、昨年あたりは十二、三万、こ

ういう非常な勢いで減少傾向があることも事実でございますけれども、しかし、その中をよく探つてみますと、私も老齢化、婦人化といつてそれほどど

と懸念立てないでもない面もあるわけですよ。と申しますのは、たとえば大学あるいは短大を出て農村へ戻る人といふようなものは、むしろ絶対数も相対数もふえつとあります。あるいはまた農業高等学校、高等学校の農業課程を終えて農業へ残る人といふものは大体多

少は減つておりますけれども、横ばいなんです。むしろ農業の中で大いにやつてやりましたといふような有為な方々が残つておる面もあるわけですよ。私どももそういうことはこの基本法の考え方いろいろやつて、農業全体を近代化して、青年に魅力のあるものにしていくといふこと自体とともに、ことにありますように人材を確保していくといふ諸般の施策もやつて、いい人が残るやうにといふことに努めるわけでございますが、今の農業期の問題でござ

います、確かに刈り取り時期、先ほど言われたように、就業人口が月によつて大きな差ができておるのも事実でございますけれども、これも見方によつては労働配分を合理的にしていくといふことで、ピークがくすされていくといふやうなこと、あるいは今後そういう面での機械化が進むといふことでくすされると思ひます。ことに田植え時期の非常に忙しい時期、これなどは、これは最初にお配りした資料の中にもございまして、ある一定時期だけにかたまつておつたものが、田植えの時期など幅広く広がりになつていくといふやうな、労働力的にも合理的に配分をするといふやうなことが、現

実に行なわれております。今後ともそうした方向をいろいろなことで考えていく、合理化をして参るということの手がふえ、こう思います。

○北村暢君 それはまあそういうことにならないという、この基本法が成り立たないから、そういうふうな答弁になるのですけれども、これは堀本委員が質問されたように、農業高校を出たけれども、実地農業をやらないでほとんどほかの方向へ行つちまう、これは与党の委員である堀本さんがこの質問されておた通りなんです。実情はそういうところなんです。今の御説明だという、農業高校を出た者はそのまま農村にとどまるようなことを言つて、減つていくということはないとおつしやるけれども、現状はそういうところもあるでしょう。地域によって非常に違ふのです。でありますから、とんでもないこの東海道なり何なりのいわゆるベルト地帯においては、ものすごい勢いでやはり移動をして、東北や四国や、南九州というところへは、移動はもろんしてゐるけれども、もう一時とどまつた、こういうような状況も出てゐる、ただ、今大澤審議官がおつしやつておられるようなこととが、じゃその心配ないのだということになるという、あなたの方の言つてゐる生産農業人口が、今後四十五年に一千万から一千万ぐらゐまで減るだらう、こういう想定をしてゐるということと非常に矛盾してゐるのですよ、矛盾してゐる。大体要求されてゐるのは、先ほど言つたように若い人なんです。今実際に生産のない手でやつてゐる、また農業経営の実際のない手というものが、どんどんどんどん都市

に移動して行つてゐるわけではないのです。従つて私はやはり現実の問題として、農村における農業の生産人口が一千万から一千万ぐらゐまで減つていく、確かに減つていくということは、私も否定はいたしませんけれども、その見通しが見通しですから、そのかならないかわからないというところであれば、そういう点にもなりますけれども、これは論議してつたて水かけ論なんぞ、いや減ると思うというのと、いやそれはいいかなんぞというのとの差です。これは論議したつて意味ないんですけれども、しかしながら、先ほど私が言つておりましたように、この答申案を審議してゐる時期と、所得増進計画を立てた時期と、すでにこの数字が、先ほど審議官が言われたように違つてゐるわけですね。三十万ぐらゐずつ減つてゐたものが十七、八万になり、十二、三万になつてゐる。こういう事実は、もうはつきり出てきてゐるわけですね。でありますから、この見通しが、やはり相当今後の農業の生産政策なり、構造政策なり考へていく上における基本的な要素となす問題なんです。それでありまして、考え方としては、やはり非常に重要な問題でないか、このように思ふのです。でありますから、これはやはり生産性が上がつて、機械化されて、そういうものが進んでいくと同時に、また労働生産性が上がつていくのですから、人間が要らなくなつていくのですから、そういう問題と、農業の進歩と、農業の人口というものは比例して減つていく。これは当然わかるわけなんですけれども、しかしながら、現在の考えられておる農業の成長財なり、何なりと

いうものを、生産政策というものの考え方という面からいけると、今の東北の水田農家が、とんでもない構造改革ができて、生産政策をとられて、とんでもない努力を省く、いわゆる省力栽培とか何とかいう言葉が出てくるくらい、人間のかからぬ栽培に、革命的にできるか、できないかという問題、これは非常にむずかしい問題だと思ふのです。従つて先ほど来言つておるように、地域的にいへばこれは非常に大きな差が出てくる問題でありますから、これらの点についての展開というものが、やはりもう少し基本法というものを制定する場合において慎重に考へられるべきでないか、このように思ふのですが、一説には生産年令が三十年として、第二の地すべりで、現在より以上に跡継ぎがほとんど都市にそのまゝ残つてしまふというふうな説をする人もおられますけれども、農林省の中にもおられます。しかしながら、そういう見通しというものが、先ほどの外国の例、その他もあがられましてけれども、しかし日本の農業構造というものが、基本法ができたからといって、簡単に構造が、とんでもない欧米先進国のような形になるといふことは、おそらく考へておらない。与党の諸君ですら、三年後を見て、わあわあわあ駄目だけれども、何にも変わつていじやないやないかというところになりかねないと言ふ人すらあるのです。そういう状態なんです。従つてこの農業就業人口の問題は、これは大へんな問題だと思ふのですが、今大澤審議官の言われたようなことで、一体そういう見通しに立つておつて樂觀をされていいものかどうか、私は非常に心

配がある、こういうふうに思ふのです。が、どうでしょう。

○政府委員(大澤融君) 先ほど、また今も北村先生からお話がございましたように、当初の見通しは、それほど減らないのじゃないかというふうなことに、もつと減つてゐたというふうなこともあるいは事実かと思ふます。ですから、私も少しは思ふます。で、そういう条件の変化に応じて手を打つていこう、こういうことでございませう。当初予定しておりましたよりは、さらに就業人口が減るといふことは、就業人口の減といふことが、構造改善の一つの契機にもなるわけでございませう。残つた少ない人でさらに多く多くの物を作つていくということに大いに力を入れてやつていかなければいけないと思ふます。その事柄自体、最初の倍増計画なり、あるいは基本問題調査会で見つた一応の見通しと現実の動きとは必ずしも一致して動くとは私は思ひませんので、そういういろいろの条件の変化に応じて、個々のいろいろな手を打つていこうというのが、この基本法の考え方でありませう。

○国務大臣(周東英雄君) 補足しますけれども、北村さんのまじめな御研究、私は必ずしもあなたの御意見を否定するものじゃありません、むしろかといふ点において、しかし、人口の増減といふものが年によつても違つてゐるのです。増よりも最近減ですが、農村においては違つてゐます。またそれを今後相当に減らして、それだけで生産性を上げるということも御指摘のようになかなか困難です。計画は総合的にいか

なければならぬと思ふます。どうしても私は一面においては、毎年三十五万ないし四十万減つてゐる現状を見つ、しかもそれには技術的な職業教育を与えて、外でよくしてゐる、一面においては、あなたの御指摘のように機械化、あるいは高度技術化を取り入れて、そして少数の人間でもやり得る指導を農村に持つていきながら減に対処するし、またある意味においてはそういう形が出てくると、おのずから婦人でも、あるいは若い人でもやつていけるようになる。これは私は全面的にしかりとは言ひませんけれども、ヨーロッパのドイツあたりの農業の実態を見ましても、婦人農業従業者でやつてゐるのは、必ずしも悪くない場所があります。それは婦人自体がその機械を動かすということを得得してやつていくということでありませう。日本がその通りになるということをおつしやうわけじゃありませんけれども、やはり機械力を利用して得る技術の修得ということが、やはり将来における農業構造を改善していく大きな点でもあらうと思ひます。こういうことが、両方から相寄り相待つて、やはり従来過剰の労働を狭い農地につき込んでゐた農業の実態は変えていかなければならぬといふ一つの意欲的な面を持ち、一面減じていく現状に即応した形をとつていこう。こういうのが私たちの考え方です。一足飛びに、常に二、三年のうちに変わつてしまふということもこれは御指摘の通りなかなかむずかしいこととありますけれども、一つは実態に即し、一つは意欲的な施策をとりつ、より高い農業に持つていこうといふのが、私たちの考え方であり、農業

基本法の志向する問題点だと思ひます。

○北村暢君 所得均衡の問題は、均衡そのものが問題になっておるのですから、私はまたの機会にこまかくこの問題には触れたいと思ひますが、きょうはまあ所得というばく然たる抽象論議に終始しておるわけなんですけれども、そういうことで、もつとこれの理論的な比較の仕方なり何なりという問題については、まだこれを小林さんの質問で結論出ていないところですから、私はあまりそれ以上こまかいことは触れないでいきたいと思ひます。ただここで考えなければならぬのは、この第二条の一項の八の最後のところに、「婦人労働の合理化等により」と書いてあるのが、「婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。」ということがあるのです。この婦人労働の問題なんです。私は先ほど言いましたように、農業における就業人口の半分は婦人労働者である。してこの婦人労働者というものの、よって、逆に言えば、非常に大きな日本の農業というものが負担せられておる。これが私は非常にやばい問題ではないか。このように思ひます。それはなぜかという、今度の基本法の考え方の中に、大きな要素である自立経営農家、これの正常な構成というところを考へておるわけですね。この正常な構成というものの考え方の中には、夫婦とあと一人ぐらゐの労働者、こういうことが考へられてゐるわけなんです。これはもう当然婦人労働というものは農業に従事するんだ、こういうことで考へられてゐるようなんです。が、この婦人労働の合理化ということ

は一体どういふ考え方をこの基本法で考へておるのか。この点を一つ。

○政府委員(大澤融君) 北村先生も今おっしゃつたように、日本の農業で婦人労働のウェイトは確かに高いわけなんです。諸外国の例を見ましても、アングロサクソン系のアメリカですとか、イギリスでは少ないのですが、ドイツあたりでは大体率としては日本と同じぐらゐ働いておるといふことがございましてけれども、農村での婦人労働が過重なものになつてゐる。農業労働のみならず、家事施設が不十分なために、家事労働の面でもオーバー・ウエイトになつてゐるといふような面が確かにあるわけなんです。そういうものを、努力配分を合理化したり、あるいは先ほど大臣が言つたように、機械によつて労働を控えていくとかいふようなこと、あるいは家事施設を合理化して、その面から婦人の家事労働の合理化をはかつていくといふようなことを考へておるわけでございます。

○北村暢君 若干の労働の軽減というよりなことは考へられておるけれども、農業の就業労働者として婦人を対象に考へてゐることについては間違いないんじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(大澤融君) 不合理な労働からの解放をいつております。そこで自立経営農家でいつております正常な家族の構成で考へてゐる普通の労働力としては二、三人のものを考へる、二ないし三人以下のものを考へるわけでございますけれども、その場合にはもちろん婦人の、配偶者の労働も考へる。しかし、その労働が不合理なものであつてはならないといふ考え方をここにいつてゐるわけでございます。

○北村暢君 不合理なものであつてはいけないといふけれども、私はなぜ婦人労働のことを聞くかといふと、第二条の一項の八のところにはしか婦人の労働の合理化といふのは出てこないのです。ほかに出てこない。大体のものはみな出てゐるけれども、婦人労働を合理化するといふ内容はこのあとの方に出てこない。それで私は聞いてゐるのです。第二条の方については、国の施策については私は一つ一つ聞いたのですが、これは全部あとに出てくるのです。ですから、逐条審議で私は聞きたいと思ひますから、きょうは第二条のところは実は触れないでゐるわけなんです。ただ、あとに出てこないのは、婦人労働の合理化といふのは出てこない。あとのところに出てきてゐないのでありますから、まあ何といひますか、今大澤審議官のおっしゃられた考へ方はごく抽象的ですが、これは農村の実態というもののについて婦人がいかに過重労働であるか、農業生産の上においてとんでもない過重労働になつてゐるか。これはあなた実態は知らないわけじゃない、知つてゐるだろうと思ひます。これは現状をどうするかといふことで大きな問題なんです。

と同時に、基本法の中で、私は、この婦人労働というものを合理化するとおっしゃるけれども、これはドイツ等において婦人労働が多いといふのは、あのナチスのときの行き方が世襲農業としてやはり家族労働といふものが残つてゐるから、やはりそういう、何といひますか、習慣といひますか、そういうものが続いてゐるのです。これは日本の農業だつて同じことなんです。それで、ここで画期的に基本法を出してこつた場合に、私はこの婦人労働といふものを、農村における婦人労働といふものを合理化といふ言葉で簡単に解決する――まあ、こつて言へば岡村さんあたりから怒られるのじゃないかと思ひます。百姓のおかみさんは働くにきまつてゐるんだ、それでも働いても働いても食つていけないのだ、それなのに遊びが多くなつてくる、そんなばかな話はあるかと怒られるかも知れませんけれども、やはりこの基本法の考え方から言へば、私はこの婦人労働の合理化といふことが一体どの程度に真剣に考へられてゐるかといふことが私は問題でないかと思ひます。もう少しやはり婦人労働の問題については、これは得票数から言つても半数あるんだから、自民党は婦人のことを非常に考へてゐるといふことで相当宣伝されておるんだが、こつて辺は少しやはり考へたら、与党の方からいつてもいいんじゃないかと思ひますが、どうも今の、画期的な基本法と言ひながら、婦人労働に対する考へ方が、どうも婦人議員がおられないから私は代弁して言つてゐるのだけれども、そういう感じを受けるのですが、どうなんですか。

○政府委員(大澤融君) 真剣に考へてないといふお話をですが、私も先ほど申し上げましたように、男は家事労働から解放されてゐるのに、婦人は農業労働のみでなく不合理な家事労働にも従事しなければならぬといふ、非常に大きなウェイトがかかつておられます。そういうことがあるからこそ、私もそれはそれを合理化しなければいけないといふことで第二条の施策の一つとして掲げたわけでございます。それから、第二条に書いてあつて、あとに書いてないといふようなお話がございすとか、ないとかといふことがそのことの重要性をどういふ問題ではなからうかと思ひます。

○北村暢君 とにかく自立経営農家の正常な家族構成の中には明らかに婦人労働といふものを考へてゐるのですよ、あなた方はね。ですから、これを考へないといふと、日本の農業はやっぱり成り立たないといふことですね。これはやはり私は、今度の基本法という法律が、従来の農業関係の法律と非常に違ふところは、所得等の問題について、農家の所得といふことは考へておらないのです。対象になつてゐるもののがどうなるかといふことが考へられてゐる、それでよろう。この法案の中に農家の所得といふことは出てこないのです。出てこないといふのは、農業従事者の所得といふ、やはり労働者といふか、勤労農民といふものの、個人といふものの所得といふものを非常に重要視してゐるわけなんです。これは従来の農業立法から比べると、非常にやばい違ひ点なんです。従つて、昨日の小林委員の質問の中にも所得の均衡をひとしくするといふ問題について、これは生活ではなくて所得でないのかといふことをしつこく言われておつたのも、家族が全体で全部働けば、そして家族としての、家としての所得が高ければ、食えるようになつて、そういう概念ではこれはないと思ひ、所得の考え方といふのは、従つて、

は一条を設けて、特筆大書して日本の農業の近代化ということをやうたう上において非常に重要なことでなかったかと思う。従つて、ここに第二条のところにあつて、うしろの方にないから輕視したということではなくて、ここに合理化ということで十分考えておるのだというふうにおつしやるけれども、それはなつていないでしよう、やつぱ

そこで、第六条と第七条の年次報告とそれから年次報告にかかわる農業の動向を考慮する施策を明らかにしたところの文書の提出、これは毎年行なうわけですが、この問題についてお伺いをいたしたいと思いますが、ドイツの農業法においても、根幹をなすのはグリーン・レポート、グリーン・プランが中心になつておつたように思いま

なり何なりというものは、もつと具体的であるべきでなかったか。どういふ点とどういふ点とどういふ点についてはこの報告をしなければならぬということ、私はこの基本法の生命としてやはり規定をしていく必要があったのではないか、こういうことこそ、具体性を欠いたのでは報告にならない。抽象的な報告では次の施策というものさらに国会に報告されるということになりますので、これが議論されて、またこれがもとになって翌年度その次に施策をとるわけでありますから、生産性あるいは農家の生活がどうだ、これでは十分ではないかということいろいろ施策が積み重ねられて行なわれていくということに、これで、なると思います。

しょうか、そういう考え方は。

○政府委員(大澤融吉) もちろん、国会に提出するということは、国民の批判をこう、こういうことでございまして、そういうことができるようないし、報告をしなければならない、こう思います。

○北村鶴君 これは西ドイツあたりのグリーン・レポートの検討も加えられ

たと思ふのですけれども、一体どのようになつておりますか。こういうより抽象的な報告でいいことになつておりますか。

○政府委員(大澤融吉) グリーン・レポートの法文自体は、わが国と大同小異で、抽象的といふことが言えると思ひますけれども、報告の内容、これは私も今後やるときには、いろいろ統計的な数字を使い、地域的な問題も解明してやるということにならうと思ひます。

○北村暢君 ですから、この点は私は、こういう抽象的なことではなしに、私はある程度具体的なことをあげる。

それでなければ農民は、こういう報告を受けても、その現実の農業経営に生きてこないのです。判断のしようがない。しかもあなた方は、この基本法そのものではあまり考えておられない。ただ、この間総理大臣も、そういうような点で、経済合理主義だの何だのといふことではなしに、政治的に考えるのだといふような客弁がありましたけれども、現実に生産性を向上するとか、あるいは所得を均衡させて上げていくとかいふことは、基本問題の討論の中においても、従来の農業生産といふものが、非常に非近代的な、非経済的なものであつた。これを経済合理性に基づいてやっていかねばならぬ。相当、農民の判断によつて、しかも自主的な判断によつてやるのだ。上からの官僚的な押しつけの農政ではなくして、真に農民の自主的判断によつて、生産性なり合理化なりしていこう、そういうものに役立つグリーン・レポートでなければならぬ。私はそう思ふのです。従つて農業

の経営の規模であるとか、経営の形態であるとか、経営の組織であるとか、経済地域別の分類をなされたところの報告といふものがなされないといふと、全国一本の生活水準が、生産性が何%上がったから何だからといったつて、農民にはわからないのです。こんなことを報告されてみたところで、あるいは農業従事者の生活水準の動向がどうなるかといふと何となくいふことを、国会議員に報告するつもりで出されるようなグリーン・レポートであつたならば、これは何にも役に立たない、私はそう思ふのです。しかしながら、ここに書いてあることは抽象的であるけれども、実際に報告するものは具体的にすべきだ、こういう答弁のようでございます。これはやはり親切に、この法案といふものは、ここを私は具体的にやはり規定をしておくべきではないか、こういうふうに思ふのです。この考え方はどうですか。

○政府委員(大澤融吉) そういう考え方もあろうかと思ひますけれども、個々具体的にいろいろのことを並べるというふうなことはなくて、年次報告といふものは、毎年々々積み上げていくもので、そのときどきの情勢によつて新しいこともつけ加わりますし、私も、私どものいわゆる堅持として、真に国民の批判を受けて、今後の政策はどういうことをやるのだといふところに持つていくべきもの、そういう報告にしていききたいという気持であります。

○北村暢君 この法律が通つたならば、農政審議会の意見を聞くといふのが、白紙で意見を聞くわけじゃない、あなた方は一体どういふものを国会に報告するかという案を持たなければならぬ、少なくともそういうものに、ついで、これからあなた方は一年間準備をして来年の国会に報告する準備をしなければならぬ、そういう具体案があつたらこの法案の審議の過程において出していただきたい、出せますか。

○政府委員(大澤融吉) 年次報告をどういふものにするかといふことは、今申し上げたようなことでございますけれども、法案が通過した上は、そういうものを来年度で今後年次報告すべき時期までに固めて参りたい、こう思つております。

○北村暢君 現在は案は何もないんですか。

○政府委員(大澤融吉) 先ほど申し上げましたように、農業動向といふ場合には、たとえば農業生産の動向であり、また、それを言われるように地域的にどういふ作物がどういふ生産になつていくかといふことと、個々具体的に農産物の価格、流通の事情がどうなつていくとか、あるいは地域的に農業経済の収支の状況がどうなつていくとか、あるいは農業構造の問題として土地の移動なり就業構造の変化なんかがあるんだといふようなことを具体的に検討して報告の中に盛りたいといふふうに考えております。

○北村暢君 一体そういうことが、現実に農民がこの報告を聞いて、今後の農業生産に役立つようなものになつていかなければならぬわけでしょう、あなた方は施策を講じて実施したその実施の状況について報告するわけですが、今度の七条の点についても文書でもつてこの施策といふものを、報告に基づいて、こつとやつた経験の中から、来年度の政策はこれですといつて国会に出さなければならぬ、こういうことになつていく、その施策といふものは、従つてこれは生産農民に対して直接に影響してくる問題ですよ、それが基本法の論議をしていく中において何だかわからない、抽象的な答弁で、それであなた今後検討するんです、それと云ふことだから、農民は基本法が通れば何となくよくなるだろうと思つてゐるんですけれども、通つてしまえば何が何だかわからないといふこと、具体性が一つもない、少なくとも今後の農業政策の施策として今いろいろ項目を第二条であげたようなこと、こういうようなことについて具体的にグリーン・レポートにはどういふことを考へてゐる、そのやつた結果がどうだった、こうだったといふことにならう、どういふこととどういふこととどういふことを報告させ国会に提出するんだ、そのくらゐのことではあなたわかつていないといふと、一体農民はこゝの基本法を見て何が何だかわかからないじゃないですか、抽象的なことばかりで。ですから、こういうことは、それはやはり具体的にしておかなければならぬじゃないかといふ私の意見なんですけれども、それが今文書はこうなつておるけれども、法律上の用語としてはどういふふうにせざるを得なかつたけれども、もつと具体的にだつてできないことはないんです、あまりにもこれは抽象的ですよ、抽象的です。こういうことを抽象的に……実際にやるものは具体的にやるんだといふならば、その案をそれじゃ示していただきたい。案はないんでこれから検討するんですといふんじゃ、一体何を根幹に審議をすればいいか、信頼がかけないじゃないですか。そういう感じが私はしますがね、どうなんですか。

○政府委員(大澤融吉) 重ね重ね申し上げておきますように、法文の書き方は確かに法文でございますから、抽象的ですけども、農業の動向等については具体的に数字をあげて、それによつてまたどうした施策についてどういふことを見て今後の政策といふのはどうあるべきだといふようなことが判断できるような具体的な報告を作りたい。特にその中には二項にありましますように、農業従事者の生活水準である書いてございまして、こういうことも含めてさらにどういふことは政府がどういふふうに見てゐるんだ、それでいいのか悪いのかといふような所見についても御批判がございまして、さらに報告自体を具体的な数字をながめて批判もございまして、そういうことからは第七條に於いておきますような施策が現れてくるわけですから、そういうことがございまして、こういうふうな思ひをしております。

がら、最初に私が質問したように、今後激動する、この経済の変動の中で、しかもそれにその経済の変動に役立つ農業の経営というものを今後考えていこうということになれば、もっと具体的な――抽象的なことでなしに具体的な規定をしなければならぬ、しかも十年くらいすればこの基本法案と今考えているような形でいつて所得も倍増し均衡もとれたということになると、この法律の大部分は要らなくなってしまう、まあおそろくそういうことにならないだろうと思いますが、それで十年たつても二十年たつても所得はまだ均衡も残つておる、残つておるということと続いていくんであらば、そういう意味のこの基本法案が抽象的に書いたというならば、これはごまかしにしか私はならぬんじゃないか、少なくとも十年くらいの見通しにおいて今の日本の農業の構造から、生産の形から所得の均衡まではかろうという法律であつたとするならば、これはやはり相当具体的に規定をしないと、私はしかもどこもかしこもやれというのではなくて、最も重要な示唆をする報告なんです、一年々々日本の農業をグリーン・レポートなり、グリーン・プランによつて方向というものを農民に与えていくという非常に重要なことでしよう、それはやはり私は非常に具体的に規定すべきだと思ふんです。ですから、この問題については私はいふん論議をやつておつても、これは解決しませんから、直すとも言われないしね、ですから私の考え方を申し述べておきますが、それで終わりたいと思ひますけれども、とにかくこれは私はこの基本法案を審議している間に構想

を――構想でいいです、構想を示していただきたいと思いますすがね、それできませんか。

○政府委員(大澤融吉) 繰り返して申し上げますように、先ほど言つたような考え方で政府の立場からするならば反省の材料、国民や国会の立場からすれば批判の材料、それに十分値するものに作り上げて参りたい、こう思つておきます。

○北村暢君 私どもは政府のやつたことを批判だけしておればいいのじゃない。農民に国会の批判だの論議だのといふのを聞いても笑われちゃうです。農民がそんな批判なり何なりして、よかつたの悪かつただの批判してそれで事足りるという問題じゃない。とにかく生活して豚なら豚飼、牛なら牛飼、これは批判して間違ひございませぬからといって、それで事足りるというふうなものでないですよ。農家としては批判なんという問題じゃないです。実際の農業経営に役立たなければならぬんですよ。それをあなた損するものはしていいなんという、それはしたときとはしたときで批判すればいいじゃないですか、直せばいいじゃないか、それではいけないんです。それは生産性の向上の方をどのくらい見た、経済の成長を三〇見たやつが二・九%なり八%なら、それは批判でもいいかもしれないけれども、そんなことではないですよ。そういうことも重要でなければ、実際に先ほど言つた経営規模なり、経営形態なり、あるいは経営組織なり、組織と経済の地域別の分類されたところの報告がなされて、そして実際に農家に役立つプランでなければならぬと思ふのです。そ

うは思ひませんか。批判の材料が何かでいいという考え方でですか。

○政府委員(大澤融吉) お言葉を返すようでありますが、今申し上げましたような動向なり何なり報告をして、それは政府の立場から言へば、今までの農業動向、特に生産性なり、生活の問題はどうなつたかというのを検討して、それをさらに改善をしていくという施策を生み出す反省の材料、こういうことであります。その農家にとつて不十分ならば、さらに施策をして参らうということ、この報告をもとにして第七条で講ずべき施策ということをやつていくわけでございます。私ども考えておりますやり方も、北村委員が言われるのとそう大きな開きがないんじゃないかという気がいたしますが、第六条、第七条と相付つてそういうことになるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○北村暢君 これは私が今さら言うまでもなく、ドイツの農業法を見てもそれはわかる。このドイツの農業法の中核は、やはりこのグリーン・レポートです、グリーン・プランです。これはドイツの農業法の中核をなしていると思ひます。私は思つてゐるんですがね、それくらい重要な中核をなしているものだと思ふのでありますから、私はこれ以上言いませんけれども、どうもその構想すらも国会審議中に出すとは思ひませんから、何ほ押しも言ひませんから、しかし私は非常に大事だと思ひますよ。どういふことをやろうとしてゐるのか、どういふ構想でやろうとしてゐるのか、そういうことすらもわからないうで、この法案が通つていくというこ

ういつた施策に関する報告を提出しなければならぬ、その報告には農業の生産性、農業従事者の生活水準の動向並びにこれについての政府の所見が含まれていなければならぬ――こういう程度のもので、はあさうでございませうかといつて、この法案が通つていくということについては、あまりにもこれはお粗末過ぎる。もう少し内容というものをやはり実際に出していただい

て、いいとか悪いとかということくらいは聞かれて、それもこれをさういふふうにするだけではなくして、農政審議会の意見を聞かなければならぬのですから、その農政審議会に出す案くらいは、ここにやはり出されるべきではないかと思ひます。これが無理な意見かどうかわかりませんが、私は決して無理でないと思つております。

それから政府は第七条でもつて、第六条の「報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出」する。これは文書を提出するといふのですが、この文書が農業基本法のように非常にわかりにくい文書であつてはもろろん困る。このことは実際に地域農民が使つていくものですから、これについても私は一応の構想というふうなもの、こういうものをやはり示していただきたかつたと思ひます。

それから最後に、きょうはもう四時半までということですから、最後に一つ……。これはまあ第十一条はまだ入りたくないのですけれども、十一条のところに書いてある価格の安定のために「結果を公表しなければならぬい。」こういうことになつてゐるわけ

です、この点とグリーン・レポートなり、グリーン・プランとのつながりについてどんな考え方を持つておられますか。

○政府委員(大澤融吉) 第三章第十一条についての御質問だと思いますけれども、第十一条の二項で「政府は、定期的に、前項の施策につき、」これこれとさういふことでございしますが、先ほど申し上げた第六条なり、第七条の問題では、価格政策というものは、その短期的に毎年どういふというふうな問題ではないのでありますから、そこでグリーン・プラン、あるいはグリーン・レポートというものに匹敵するような、六条、七条で直ちに扱えない部分が多いわけですから、そこで二年なり、三年の期間にわたつて、価格制度、価格政策がどういふふうな機能をしたかということ、さういふふうな観点から検討いたしまして公表する、こういうことです。価格政策の特殊な性格からさういふことを考えたわけでございます。

○北村暢君 この十一条の論議は十一条にいつたときにやりますが、だからきょうはこのグリーン・レポートの中において、具体的なことを規定するといつたことも、一つは価格の問題で私は聞いておきたかつた、というのは、この前からも質問なり、意見なりが出ているように生産性なり、あるいは従事者の生活水準の動向なり、何なりといふものもあれで示すべきではないか。そのことによつてあなた方は予示価格をやつて、それよりか値段が下がつたり、上がつたりして農民が損害をこうむつたときに、補償しなければ

ならないという問題が起こるから、これは予示価格というものはできないのだ、こういう考え方もあるようですが、今後の農林施策を示す上において、農民は価格というものについて非常に大きな関心を持っているのです。従って、相当長期といつても、五年も十年もというわけにはいかないかもしれません、少なくとも二年や三年先の予示価格というものをやはりこの施策の中に入れるべきじゃないか。そのことによって、農業の生産というものについて農民が非常に安心をして、あるいは一つのその目標に向かって価格というものを考えながら、自分の経営をどういうようにあるべきかというところで考えていく、こういうような点からいっても、この予示価格というものを当然示すべきじゃないか、こういう意見を持っているのです。従って、この第六条なり、第七条の施策の中で、一例をあげればこの予示価格の問題ですね、こういうようなことも、実はこの第六条なり、第七条の中で一体どういうことをやるのかということが私どもは具体的にやはり知りたかったわけです。これは一例としてこの予示価格の問題を出したわけなんですけれども、この点について一体どのような考え方を持っているのか。

○政府委員(大澤融君) 言われる予示価格の意味がどういう意味か必ずしもはつきりいたしませんから、具体的にお答えすることはちょっとむずかしいかと思ひますけれども、たとえばフランスでやっておりますような、先の値段をあらかじめきめておく——何年か先の値段をきめておくというような制度は、価格政策としても、また第二章

でいろいろいっておりますけれども、生産政策としても、今後検討をしなければならない問題だと、こういうふうに思っております。

○北村暢君 私、時間が来ましたから、きょうは質問を終わりますけれども、この第六条と第七条のグリーン・レポートとグリーン・プランの構想ぐらひは、一つ理事の間で検討していただきたい、そのことを注文をつけて、きょうの質問を終わっておきます。

○委員長(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたします。

これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会